

第 1 回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会

日 時：平成 24 年 11 月 21 日（水）

9 時 30 分～11 時 30 分

場 所：大阪府新別館北館 4 階 多目的ホール

1. 開会

○事務局：定刻となりましたので、ただ今から第 1 回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会を開催します。私、本日の司会を務めさせていただきます大阪府危機管理課長の久下でございます。よろしくお願いいたします。

本部会の設置については、先に大阪府防災会議の委員の皆様からご討議をいただき、大阪府防災会議条例の第 4 条に基づいて設置しております。部会等の概要については、後ほど資料がありますが、参考資料に部会概要、関係条文等について添付しております。お手元にその他の参考資料を置いておりますので確認をお願いいたします。

それでは開会に先立ち、大阪府危機管理監の幸田より一言ご挨拶を申し上げます。

○事務局：おはようございます。大阪府危機管理監の幸田でございます。南海トラフ巨大地震に対する防災計画については、最新の知見を取り入れて科学的な議論を踏まえて策定したいと考え、大阪府防災会議で専門的な立場から審議にご参画いただけるように、防災会議条例の改正を議会に提出、10月23日の府議会におきまして可決をいただき、正式に部会として発足することができました。先生方には委員の就任、また専門委員の就任をお引き受けをいただき、本日は早朝からの会議にご出席いただいたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、日ごろから大阪府の防災行政にご指導賜り、かつ前回の勉強会、その後の個別指導ということでご協力をいただきました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

広域でかつ甚大、都市型の災害という特徴をあわせ持つ南海トラフの地震への対応は多岐にわたることが予想されます。従来の発想では対応しきれない、難易度の高い問題であると承知しており、この災害を前にして、我々の災害対策の基本的な考え方や方向の転換が必至であると考えております。本日は全体会議としては前回の勉強会に引き続き、実質的には 2 回目となりますが、今日の会議では、まず今後の対策の前提となる地震・津波の設定の考え方の整理、次期の防災計画の目標・課題について、そして今後のスケジュールについてご審議をお願いしたいと考えております。

本府におきましても防災計画の改訂に向け、全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、先生方の一層のご指導をいただき、会議が実りあるものとなりますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2. 部会員の紹介

○事務局：ご出席の部会員の紹介

- ・ 関西大学社会安全研究センター長の河田先生
- ・ 京都大学防災研究所の井合先生
- ・ 京都大学防災研究所の岩田先生
- ・ 神戸大学大学院工学研究科の近藤先生
- ・ 関西大学社会安全学部の高橋先生
- ・ 京都大学防災研究所の矢守先生
- ・ (欠席) 関西大学政策創造学部の亀田先生
- ・ 危機管理課長の久下
- ・ 危機管理監の幸田
- ・ 危機管理室長の吉村
- ・ 危機管理課参事の芳本
- ・ 危機管理課企画推進グループ課長補佐の看舎
- ・ 本日オブザーバーとして近畿地方整備局、大阪市、堺市

本日の配布資料の確認

- ・ 会議次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料－1 「南海トラフ巨大地震に関する地震・津波ハザード」
- ・ 資料－2 「設計津波の設定について」
- ・ 資料－3 「防災対策推進検討会議最終報告（H24.7.31）と地域防災計画記述の比較」
- ・ 参考資料－1 「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会について」
- ・ 参考資料－2 「大阪府防災会議条例」
- ・ 参考資料－3 「大阪府防災会議部会運営要綱」
- ・ 参考資料－4 「会議の公開に関する指針」

大阪府防災会議条例第4条の第3項により、会長が指名をいたしました防災会議委員である河田先生に部会長に就任していただくことになっています。運営要綱の第3条により、部会の議事については、部会長が主催するとなっておりますので、以後の進行につきましては河田部会長をお願いをしたいと存じます。

それでは、河田部会長よろしく願いいたします。

3. 議事

○河田部会長：河田でございます。今、課長の説明にもありましたように、この部会は私が主催しなければいけないということですので、よろしく願いいたします。

まず、会を進めるに当たってこの部会の公開、非公開の扱いを決定したいと思

います。今日添付された資料の4に、参考資料の4に条例が載っていますが、原則公開でいいと考えています。ただし、内容によっては個人情報保護にひっかかる場所もありますし、また部分公開の必要なところもあるのではないかと考えます。それについては、それぞれ、皆様のご理解を得て進めたいと思っておりますので、原則公開という形で議論を進めたいと思っておりますが、ご異議がないようですので、原則公開をお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従い、会議を進めてまいります。まず議題(1)の「南海トラフ巨大地震に係る地震と津波の設定について」ですがこれは、この8月29日に政府から南海トラフ巨大地震について、特に被害想定について報告がなされました。また、3月31日にはそれに先立って、格子間隔を50mとした場合の結果が出ていますが、南海トラフ巨大地震にかかわる大阪府内の市町村ごとの詳細な被害想定を明らかにするためには津波シミュレーションを行い、津波浸水想定区域を設定していく必要があります。津波浸水区域の設定に必要な地震と津波をどのように設定すればよいのか。また海岸保全施設等の整備を行う上で、その設定が必要となる設計津波について、国からの設定方針が示されております。この方針に大阪府としてどのように対応するのかということ、今日ご審議いただきたいと思っております。

これまで被害想定を進め方などについては、大阪府危機管理室に対し皆様方からの個別指導を受けてきましたので、8月の国の公表資料、これは津波については10mメッシュの計算結果ですが、設計津波の検討のためのデータについて、事務局に整理するよう指示しておりますので、この点について事務局から説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(1) 南海トラフ巨大地震に係る地震と津波の設定について

○事務局：それでは、お配りしている資料-1「南海トラフ巨大地震に関する地震・津波ハザード」の資料に基づいて説明させていただきます。

この資料は、8月29日の国の公表資料等から作成したものでございます。資料の2ページをごらんください。ここに、この国の資料の検討に当たってケース、条件の概略が書かれております。下の表ですが、外力ケース地震動については5つのケース。津波高については11のケースが設定されております。3ページ以降詳細に出ていますので、説明を順次させていただきます。

3ページをご覧ください。こちらに地震動、5つのケースが示されています。これは、南海トラフの中で強震動生成域がどこで発生するかということの分類でして、①の基本ケース、これは中央防災会議でこれまで検討されてきたことを参考にして設定されたものと聞いていますが、この強震動生成域が東側にあるケース、西側にあるケース、陸側にあるケースというこの3つ、基本ケースを入れたら4つですけれども、それに加えて経験的手法、左の下にある⑤です。これは震源からの距離に従い、その震度を推計したものです。この5つでもって地震動のケースが設定されております。

資料4ページをごらんください。これは、大阪市の各区から5ページ、6ページ

ジにわたり府内の市町村ごとの、地震のケース、5つのケースについてどのような震度が表示されてるかを出しております。濃く色を塗ってるところが震度6強ということで、これが大阪府域の最大震度ですが、右の端、中央防災会議（2003）と書かれた震度よりもおおむね1ランクアップの結果が出ております。4ページは大阪市の各区、そして5ページは堺市の堺区から和泉市までの範囲。そして、6ページは箕面市から千早赤阪村となっており、能勢町のみ最大値が5強となっていますが、それ以外は6弱ないし6強という表示が出ております。

そして、資料の7ページをご覧ください。今の震度表示については、7ページの左の下にある震度階級で表示したのですが、これを0.5の短く刻んだ計測震度で250mメッシュごとに比較を行いました。そうすると、資料7ページにある真ん中左の四角の中ですが、基本的には陸側ケースで最大計測震度が発生しますが、泉佐野市の一部、田尻町、泉南市の一部においては、東側のケースで最大計測震度が発生いたします。右にある図のピンク色のところ、ここに東側ケースが最大計測震度が発生いたしました。あくまでも四角のただし書きにあるように、市町村単位での最大震度というものは、陸側ケース、東側ケースでも6強ということになりますが、これを計測震度ごとで細かく見ていくと陸側と東側という形で、2つあらわれたということになっております。

続いて、資料の8ページ。こちらは、津波高の11ケースであります。大すべり域、超大すべり域というものが、どういうところで発生するかで分けられております。大すべり域というのは、断層が滑る距離、平均距離の2倍滑るもの。超大すべり域というのは、平均の4倍滑るものということになっておりますが、まず、大すべり域、超大すべり域が1カ所のパターン、これが左の5つです。ケース①、少し小さい字で恐縮ですが、図の下に駿河湾から紀伊半島沖というものがケース①。ケース②が紀伊半島沖。ケース③が紀伊半島沖から四国沖というふうに、この大すべり域と超大すべり域がどこにあるかで5つの分類がされています。表の右側へ行きまして、上の2つ、これは今言いましたものに分岐断層を加えるパターンが、2つございます。そして、下の4つについては、この大すべり域と超大すべり域が2カ所、1カ所ではなく2カ所あるという4つのケースを合わせ、全11ケースが設定されております。

これに基づき、大阪府域がどうなっているかを9ページに書いております。大阪市の此花区から泉南郡の岬町まで表示が出ておりますが、5という、これは単位メートルですが、津波の高さが5mというところが、最大の高さになっております。なお、この5mという数字につきましては小数点第2位を四捨五入した後、小数点第1位を切り上げて表示されてます。つまり、5mというこの高さは、4.05mから5.04m、ほぼ1mの開きがあると。そういう表示でございます。

そしてこの9ページのデータをもとに、津波高のデータ、10ページの資料をお願いします。国から提供されました津波高データにつきまして、沿岸部のメッシュ、これ10mメッシュですが、このメッシュごとに最大津波高になるケースを選び出し、最大になるところを丸で表示するようにいたしました。それが下の表でございます。まず、ケースが1から11あり、縦に市町村名があります。丸で表示

されているところは、いわゆる最大津波高があらわれたケースで、大阪市でいいますと、④と⑤のケース。それから⑩のケース、これは一部でありますけれども内陸部、大阪市の住之江区ですが、ここで発生することがわかりました。以降、堺市では③④⑤のケースというふうになり、一番南の岬町では②③④⑤と、この4つで最大津波高があらわれました。

11ページ以降、それを実際グラフにしております。一つ例を挙げて説明しますと、11ページの一番最初、大阪市とあります。縦に津波高、単位メートルでっております。それから横が距離。この距離とは何かといいますと、表の下、アスタリスクマークで注意書きをしています。横軸は沿岸部の延長です。各市町村の境界の北側から距離がどれだけあるかということを出しております。そうすると、大阪市の場合は、例えば距離が5キロメートルまで、のちょっと手前では、ちょうど濃い青が一番上に来ております。つまり、ここでいうと、ケース4が一番高いというところが表示されていますが、その5キロメートルを超えると、今度は赤、つまりケースの⑤ですが、赤が一番高いというところが出てきております。以下、同じように堺市からずっと見ていきまして、最大になるケースを表の右側に書いております。大阪市はケースの④、ケースの⑤。堺市で言えば、ケースの③④⑤。12ページ以降も同様に高石市、泉大津市と、各市町村ごとに最大ケースがどうなのかというものを表の右に表示しております。これが16ページまで、岬町で言えば、繰り返しになりますが、ケースの②から⑤が最大ということがわかりました。

17ページは、この津波の高さに応じて浸水面積がどうなるかを表示しております。縦がケースごとの11個。横が浸水面積で、浸水深の深さ1センチ、30センチというふうに分類いたしました。

そして、18ページですが、これはケースごとに分けた津波の浸水深の1センチ以上、先ほどの17ページの表の一番左にある1センチ以上の浸水深のあるところを、各市町村ごとにケース別に分けて、面積が何ヘクタールなるかということを出したものでございます。

この地震・津波のハザードに関しましては以上が我々の調べた結果でございます。

続いて、資料の2を説明いたします。「設計津波の設定について」でございます。

1ページをご覧ください。こちらに国土交通省から示された設計津波の水位の設定方法等について、手順が示されています。まず、1のところですが、一連のまとまりのある海岸線というものを設定し、次に具体的に設計水位を定めていきます。最初にやることは、過去に発生した津波の実績津波高を整理いたします。十分なデータが得られない場合には②のシミュレーションを行うということになっており、その結果を③番、対象津波群の設定ということで地域海岸ごとにグラフに落としていきます。それを一定の頻度、数十年から百数十年に一度の程度で発生すると想定される津波として集合、どういった形がプロットされるかということ整理いたします。その後、④番ですが、整理したグラフの中から、津波高

が最も大きいと思われるところを津波として設定いたします。

2 ページですが、具体的にやってみた結果を書いております。東北大学の工学研究科と原子力安全基盤機構が整備している、津波痕跡データベースというのがあり、こちらから過去の津波の痕跡情報を検索いたしました。それから、15年に内閣府の中央防災会議が公表した、東南海・南海地震の津波の結果、さらには、平成15年の東南海・南海地震津波対策検討委員会、これは府と市と和歌山県で共同設置したのですが、ここで行った想定昭和南海津波、想定安政南海津波、この2つをモデルとした解析結果を合わせて調べました。その結果を表にまとめております。表の右端、痕跡信頼度というのがありまして、Xというのがちょうど下に信頼度の凡例を書いておりますが、全く信頼できないものということで、それを除外して、それ以降の津波の高さが果たしてどのようになっているかというものを示します。それで、黄色い色で塗った2003年の中央防災会議の東南海・南海の津波解析結果ですが、これは上の表にある1707年の宝永地震津波、これをモデルにしたということが確認できております。

そういうことで、この2の2ページにある津波についてプロットすると、資料の3ページのようなデータグラフになります。大阪湾に出てきたこの津波の痕跡高を各地震ごとによって追っかけてまいります。

これの中から津波の群を選び出すということなので、資料の4ページをごらんください。3ページにプロットした津波の群を表にしております。上の表は大和川以北の大阪市、下の表が大和川以南の他の市町村ですが、横に年代、それから縦に津波の高さをT. P. 表示しております。それで、国の基準で示されている数十年から百数十年の頻度と、発生している津波ということですが、赤い点線で表示しております。これは、年度を見ると確かに300年というスパンでとっていただきますが、数十年から百数十年の頻度では少しデータが少ないということで、国の了承もいただきましたが、広げて調べました。その結果、一番右の上、ちょうどアスタリスクマークがついている想定昭和南海地震の解析結果、三角で表示して丸をつけていますが、これが一番高いということがわかりました。大和川以南につきましても、今度は右の一番上、想定安政南海の解析結果、赤い丸をつけているところが一番高いということがわかりました。このアスタリスクマークについては、その表のところに注意書きをしております。これは平成15年度に、先ほど説明した委員会のほうで示されたものでして、現在、府等が管理している海岸堤防等の津波の高さとか、あるいは被害想定ベースとして使われているものでございます。

我々のほうで調べた結果については以上でございます。

○河田部会長：これまでの経緯も含めてご説明いただきました。大阪府としては、これまで数度にわたってこういう検討をしてきており、今回政府のほうから発表されたものどう整合させていくかということ、この部会で決めていかなければいけないということでございます。

まず今までの説明の中でわからないところ、あるいは確かめたいところがあれば、

それを最初にやっておきたいと思いますがいかがですか。

○高橋専門委員：資料1の10ページの泉南郡の岬町の②のケースに丸がついてるかと思うんですが、これが同じ資料の16ページのどの場所がこのケース②が大きくなってるかちょっと教えていただけますでしょうか。

○事務局：16ページなんですけど、ケース2ですから茶色なんですけど、100mぐらいだけが逆転しています。それも3センチということで図では見にくいですが、データではそういう結果になっています。

○高橋専門委員：もしこの距離で言うと、どのくらいのどのあたりになるんですかね。

○事務局：調べて、後でお伝えさせていただいてよろしいでしょうか。

○高橋専門委員：はい、わかりました。100mぐらいで、3センチ下がったと。

○事務局：はい、3センチ。

○高橋専門委員：このままだともう埋もれてしまってるということで、見えないということですか。後で確認してお願いします。

○事務局：はい。

○河田部会長：こういう結果になるのは、大阪にやってくる津波というのは、大体第二波が大きいものですから、反射が重なってるんです。場所によって少し複雑になってるということです。大阪湾内に入った津波が、これ計算6時間やってるので、多重反射しているんで、時間ごとに反射幅がどう重なるかによって、より複雑な挙動しているということなんです。ここでは少しでも超えたらそれを最大にしていますのでこういう結果になっていますが、極端に変わる、例えば1メートル以上変わるというようなことは起こっていません。計算結果ですから、シビアに判断していますが極端にケースごとに高さが大きく変化するというものではないということは、この図面を見ていただいてもわかりますように、非常に複雑にクロスしておりまして、これは反射が重なってるということで解釈していただけたらと思います。

○井合委員：例えば、11ページから示されている最大津波高発現ケースですが、250mメッシュですか。合わせて図だけ見ると不連続にパルスっていうか、ないしはすんと落ちたり上がったという箇所がありますけれども、これは、今座長がコメントされたようなそういう反射そのほかの影響なのではないでしょうか。

○事務局：沿岸部をずっととっていましたので、河川とか海岸線の構造で、ずとんと落ちたりとかということが出てきてるようでございます。

○井合委員：具体的に言いましょうか。11ページで、大阪市の図面が上のほうにありますよね。それで今、例えば何カ所かでkmで言ったら1km付近でちょっと一度落ちていて、あとは15kmから20km超えたあたりで4カ所か5カ所ぐらい落ちて、あと25kmこの辺でまた落ちますよね。このあたりが、今おっしゃった河川があるってということなんでしょうか。

○事務局：そのあたりも含めまして、どういった場所に変化点になっているかというのを確認して、あとでまたご説明させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○河田部会長：例えば3月31日は50mメッシュですよ。これは10mメッシュの結果ですよ。1つのケースについて50mと10mメッシュの結果を重ねていただくと、今のような海岸地形のおかしいという不連続になったところで、10mのところぴちっと出てるのがわかりますのでね。だから全部のケースでなくていいですからこの場合、一番津波高が高くなってるケースについて、10mと50mメッシュの結果を合わせていただいたら、今の疑問といいますか、それに答えられると思います。これだけ見ていたら、全然わかりません。余りにも細か過ぎて10mピッチですから。50と10と重ね合わせていただいて、差が大きいところがどうなってるかというふうに見ていただいたらいいと思います。いかがでございますか。結果的には非常に細かく差が出ていますので、それは余りざくっと見るのではなくてせっかくこんな結果が出ていますので、こういうものについてぴちっと計算するといいますか、研究レベルだと勘どころというのはわかるんですけども。

○近藤専門委員：資料の1の18ページ。今言ったとおり、この被害想定では津波の高さそれと浸水面積を出されてるんですが、津波の浸水によってそれがどれだけの時間、浸水が続くのかということは、地形であったり予想される地盤沈下であったり、また排水含めて算出するということは可能なんでしょうか。それはやはり応急対策を考えていく前提として非常に重要な条件だと思います。

○河田部会長：いかがですか。

○事務局：どれぐらいの時間冠水するかというのは、計算はシミュレーションでできると考えていますので。要は何時間ぐらい引かないかということですね。それは計算で、必要であればやらせていただこうと思っております。

○河田部会長：この国の結果はとても近似的に出してしまっていて、この浸水面積がどれぐらい確かかかというのと、それほど確かではありません。この作業は都道府県

でやるということになっていて、この結果はあくまでも目安です。震度6弱、6強で海岸構造物がどれくらい被害受けるかというのも、これもパーセンテージで決めてやっていますので、やはり詳細な計算は府県レベルでやらないと。あくまでも目安だというふうに考えていただいて。冠水時間がどれくらいとか、そういったものはそのシミュレーションで、これから大阪府がやろうとしているシミュレーションで出てくるというふうに考えていただいたらよろしいかと思えます。

というのは、先般ニューヨークで、ハリケーンサンディで、高潮でマンハッタンが水没したんですが、ああいうことが起こります。やはりこの後、大阪府と大阪市共同でこういう氾濫シミュレーションきちっとやらないといけない。このデータはあくまでもそういうことが起こりますよという警鐘といえますか、そういうものにとどまっていますので、これからのシミュレーションによって、それは明らかになっていくというふうに考えていただいたらよろしいかと思えますが。

○矢守専門委員：近藤委員がおっしゃったことと関係があるんですが、今回はいろいろな津波の発現のケースについての検討することが主目的かもしれませんが、よって、それをどう伝えていくかという面は次のステージかもしれないですけど、関係があると思うのでこの段階で一言、言わせていただきます。近藤委員も言われたようにきょうご提示いただいたもののほかにも、例えば揺れの継続時間がどのなのかとか、浸水をしたまま漬かっている時間がどのくらいあるのかとか、その他にも重要な要因もあります。また、先ほどから問題になってる11ページ以降の図って、普通このタイプの図って横が時間になっているのが多くて、これは海岸の距離ということでわかったんですが、ご質問が出てたように、普通は地図に落とすような情報ですよ。いろんなケースを比べるためにこうされてるとするのは理解はしたんですが、一般の方にはちょっとわかりにくいだろうなと思いました。通常こういう図って横が時間になって、何波目が大きいとか、そういうことがよくわかるような図が示されることが多いので、混乱を招く可能性があると思いました。

それから大阪でどのくらい大事かってわかんないのですが東北でも、川を遡上した津波があらぬ方向から来たといった話は多数あって、そういう津波の流向とか流速とか、通常よく出てくるファクターが全部今回網羅されてるわけではないと思うんです。今回それが目的ではないと思うんですけど、避難のサポートに対しては今後は重要になるんじゃないかと思えます。よって、そういうほかの重要エレメント、ファクターについてもぜひまたデータを今後検討していただいて、この会議にもご提示いただければなというお願いです。

○河田部会長：今のご意見はもっともで、やはり防災計画をつくるには、そういう情報がどうしても必要です。最終的には府民や市民の皆さんが理解できなければいけませんので、その辺も想定しながら計算を進めていただくということになると思えます。その結果をどう評価するかということですが、大阪府から内閣府のほうにデータを、例えば海岸護岸の高さについて実態を示していただいている

すので、そういう結果、実際には高さというのは全く均一に整っているわけでは
ありませんので、それが一つ反映してるとということにもつながっているんです。
問題は今、津波のことだけを考えていますが、大阪は計画高潮というのが設定さ
れていて、護岸の高さは計画高潮が3m乗る、つまりO. P. プラス5.2mとい
う形で設定されている。現実には、防潮堤は少しそれよりも高く設定しています
ので、そのデータが出ています。今、南海トラフ巨大地震で津波どうなるか、あ
るいはレベル1といいますか、あとで議論する100年から150年程度に1回来るも
のについてどう設定するかといったときに、ともすれば津波だけ非常にフォーカ
スしてしまうんですが、大阪府はもともと高潮対策が先行していますので、それ
との関係でどうかということも議論しておかないと、ニューヨークのようなこと
になりかねないと思います。その辺もまた付加的に事務局のほうから情報を出し
ていただくことになると思いますので、それと一緒に考えていただく必要もある
と思います。

いかがでございますか。進め方ですが、こういう震度についてもそうですし、
津波の高さについてもケースごとにかなり相違していますので、どれか対応させ
てというよりも、やっぱり府民の方が心配になるような計算では困りますので、
きちっとどうなるんだという結論を見いだすような計算をしていただくというこ
とで。南海トラフ巨大地震については、ここで丸のついたところについてはきち
っと計算を進めていただくという。これは、経費的には少しコストがかかりますけ
れども、そうしていただくような形で進めるということによろしいですか。

岩田先生、揺れのほうはどうでしょうか。

○岩田専門委員：解説になりますが、津波の問題と関連させると少しわかりにく
いので、説明します。3ページで、基本ケース、陸側ケース、西側ケースという
のがありますが、緑色の場所がそれぞれ少しずつ違います。虫眼鏡じゃないとわ
からないですが。それで大阪に一番影響があるのが紀伊水道の下にある緑色の少
し長細い、縦に長細い。そこが強振動が強く出るところです。これは安政とか昭
和の地震のときの震度分布の分析から、このあたりから強い揺れが出てるんじ
ゃないかという分析結果がありまして、それをもとに置かれているものです。それ
が2003年のときからずっと使われています。それで基本ケースというのはその場
所に置いてあって、東側ケースというのは、それを10キロメートルぐらい東に移
してるんですが、升目で1個シフトさせたり、それぐらい揺らぎがあるという意
味です。陸側ケースというのは、これは安全側であるというか、さらに深いとこ
ろです。向きとしては北側ですね。そういうふうな設定にしています。大阪だと
とか、基本的に陸側ケースが一番揺れが大きいというふうに考えられてるわけ
ですが、ちょうど大阪府の場合、ご指摘の7ページになりますが、南のほうでは若
干陸側ケースより東側ケースが大きいというような、値としてそれが出るとい
うことになります。先ほど河田部会長からご指摘がありましたように、だからこ
れを包含したような形を考えるというのは、実はおかしいと言えればおかしいん
です。あるケースではないんですが、ただそのケースが必ずしもすべて我々が包含

してわかってるわけではないので、地震動については、一番強い揺れというものが起きる可能性があるというものを、基本に考えていくのがいいのではないかと思います。結果的には、それ全部を包含する形のものを考えていくというのがいいのではないかと思います。

○河田部会長：伺いたいんですが、これは最大震度じゃないでしょうか。例えば立っておれない揺れが何分ぐらい続くのかという指標というのは、このデータから出てくるのでしょうか。

○岩田専門委員：ここでのやり方は揺れを推計して、それから震度を求めています。それをもとにすれば、先生のご指摘の継続時間がどれぐらいであるかということは出せると思います。

○河田部会長：例えば地震波の記録ですと、時間的に大小になりますよね。

○岩田専門委員：ええ。

○河田部会長：この最大震度というのは、一番揺れたところを加速度と速度でやってみるわけですよね。

○岩田専門委員：それに近いです。

○河田部会長：それがどれぐらい継続するかというのは、あるレベル以上どれぐらい継続するかという長さをとってやれば、そういう答えに応じることができますよね。

○岩田専門委員：はい。

○河田部会長：今までそういう指標ってないんですよね。1分近く揺れてるぞとかということなんですが、津波も地震の揺れもものすごく正確なのに、どれぐらい揺れてるかというのが、ざっくりと出ますので、そここのところもやはり少しこれまでと違う表現が要るのかなという気はします。大阪の場合は、津波が地震後5分にくるようなところはありませんので、そんなにシビアじゃないんですが、和歌山なんかはほんとに5、6分で第一波来ますので、そのときにどれぐらい立ってられないような揺れが続くのかというのは、とても重要な指標になります。やはり何分ぐらい揺れてるといったときに、1分ぐらいなのか3分ぐらいなのかは全然違いますので。長ければ長いほどどんどん不安になってきますので。その辺のこともやはり示しておく必要があると思します。

○岩田専門委員：ご指摘のとおりだと思います。考えていたのは、長周期地震動については、継続時間が非常に影響しますので、そっちについての、人間は余り

関係ないかもしれないですが、大きな建物が影響するというものは、また今度検討する必要があると思います。それは大阪でいったら中心部だけの話ですので、ご指摘の多分、強烈な揺れじゃないときも震度5弱とか5強ぐらいがどのぐらい続くかというような指標については、東北の経験も含めて評価しておく必要があると思います。それにある程度は耐えるような推計はできてるとは私は思っています。

○河田部会長：東北の場合は案外短かったですよね。震度5強が3分も続くというよりも、1分というオーダーですよね。

○岩田専門委員：はい。

○河田部会長：案外、マグニチュード9の割には短かったという印象があるんですが、そういう評価がここではできるわけですよね。

○岩田専門委員：はい、そうです。

○河田部会長：国のほうはやや長周期の地震波の問題については今、計算やっている最中ですので、それが出てくれば例えば液状化の問題とか、そういった問題についても議論をしていくことができると思うのですが、とりあえず人的な被害についての発表にまだとどまっていますので、ここでは地震の揺れと津波についても人的な被害につながるようなところでの指針を市町村でつくっていただくという、そういうものにこれを使うということで進めたいと思います。

それで今日資料1、資料2を用意していただいたんですが、このようにケースによって微妙に変わりますので、そこのところはきちっと違いを計算していただくという形で進めていただいてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋専門委員：具体的にどのケースを使うかというのは、今日ここで決めるんですね。

○河田部会長：はい。

○高橋専門委員：また、それ今から議論すると。

○河田部会長：ここに今、表が載っていますよね。丸のついてる最大値になるところです。それについて全部計算するということだと思っんです。

○高橋専門委員：津波の場合は、10ページで丸がついてるところということですか。

○河田部会長：はい。

○高橋専門委員：③④⑤のケースは、まず間違いなくやると。例えば②のケースををやるとしても、丸がついてるのは泉南の最後のほうですが、ここをやるためにはすべての地域も同じように計算することですよね。だから、これだと②③④⑤をやるということで。私の意見は、まず③④⑤はこれはやらなければいけないと思います。⑩のほうは※がついていて参考ということになってはいますが、別のページ18ページを見ると、ここに浸水面積が書かれているんですが、浸水面積を比べてみると⑩というのは決して小さくないです。例えば堺市の場合では、⑩のほう浸水面積広かったりするわけです。先ほどの各委員のご意見の中でも浸水面積が重要だとありましたが、高さだけではなく、その場合浸水面積も重要ですので、浸水面積の観点からすると⑩というのは、実は要注意のケースなんではないかと思うのです。

これを言うとケースが増えて大阪府さんは怒られるかもしれませんが、やはり我々が出さなければいけないのは、大阪府にあるリスクというものをしっかり見つけなければいけないので、浸水面積の観点からすると⑩というのは入れるべきではないかなというのが私の意見です。逆に②については、先ほど私が質問したところによると、100メートル範囲が3センチぐらい大きかったからということで、そのためだけにすべての地域くまなく計算するわけですよね。それだったら、僕は⑩のほう優先順位は高いんじゃないかと思います。それで、③④⑤は絶対やるし、優先順位とすると⑩②の順番ではないかと。全部やるのか、また例えば4つだけだったならば、⑩をとったほうがいいのかというのが私の意見です。

○河田部会長：今の被害のほうからきちっと評価したほうがいいというご意見だと思いますし、岬町の場合は10mメッシュのやつでセンチ単位の比較ができるという形で評価しているんです。

○事務局：先ほど委員からございました岬町ですが、16ページの距離で言いますと3.89mから3.99mです。見落としてましたが、ちょうど茶色が青の上に行っているところがあるんですが、4のところですね。ここの100mです。地形で言いますと、場所で言いますとみさき公園のあたりになります。ちょうどそこで出てきているということです。

○高橋専門委員：これもわからないかもしれませんが、みさき公園のあたり海岸線が複雑というか。みさき公園付近の海岸線の条件が、要するに防潮ラインの条件が、内閣府の計算の中ではきちんと再現されているんですかね。と言っても、ここではわかりませんよね。

○河田部会長：まだ時間がありますので、その地点がどういうふうになってるか。

例えば岬町のほうへ行くと、人家が全部密集して海岸にあるわけではありませんので、背後は結構丘になってるところもありますので、その辺確かめていただいて、背後にやっぱり人家があるというんであればきちっとやらなければいけません、案外あそこはスポット状にそういう開発と元のままのところまざっていますので、その辺細かくやるんだったら、岬町に問い合わせさせていただいたらすぐわかると思いますので、そういうことを踏まえて計算するということにしたらいかでしょうか。ですからやはり今、委員からご指摘ありましたように、アスタリスクのついたところというのは、浸水すると浸水面積が非常に大きいということなので、これはやはりやっというほうがいいだろうということで、⑩も計算するということにしたいと思います。

○矢守専門委員：私は素人なのでこの方面よくわかりませんが、計算等については今、先生がおっしゃったようなことに大体賛成です。しかし、今後どういうふうにこれを利用していくかということ考えたときには、個々の被害あるいは事象の推定結果もさることながら、各ケース間の違いとか分散とか、その点に注意が必要だと思います。非常に浸水面積が大きくなるケースもあればそうでないケースもありますし、高さについても最大2.5mとか2mとか、ケース間によって違いがありますよね。そういう非常に多様なシナリオのうちどの部分について今回は示されているのかということ、適切にお知らせをしていかないといけないと思うんです。さらに、シミュレーション全部の根本前提になるような堤防等の条件は2ページに書いてくださっているとおりなんです、こういった前提条件が変われば当然起こり得ることも随分変わってきます。だから、そのような非常に分散が大きい現象について予想しよう、被害低減のために予測しようとしていて、今回はこういう条件のもとで、このシナリオに基づいて計算しました。しかしケースによっては、これだけの分散もあるということ自体を重要な情報としてお伝えをしていかないと、まずいことが起こりえます。想定だけに振り回されるとか、被害想定されていないところは完全に大丈夫だと安心してしまったり、マイナスのレスポンスも生むのではないかと思われます。予測値そのものだけではなくて、いろいろなケースの値の分散にも注意をしていただくということが1つです。

もう1つは小さいことなのですが、先ほど岩田先生に解説いただいてやっと、今ごろわかったことです。西側ケースと東側ケースの意味が私はよくわかったのですが、多分、多くの府民の方は大阪府の西を見たり、東を見たりとかすると思うんです。西側とか東側とか聞いても、どういうことかということがわからない。僕に今すぐに妙案があるわけじゃないので申しわけないんですが、わかりやすい表現を使う必要がある。他にも、たとえば、11のケースとか番号で言われても、どこの都道府県で議論していても同じことを思うんですが、よくわからない。4と5と7組み合わせましたみたいなことよく議論してるんですけど、もう少し何かレッテル（わかりやすい愛称）をつけて、議論しやすくすべきです。行政的にはこれでももちろんいいんですが、あるいは専門家の議論ではこれでいいんで

すが、実際に府民の方であるとか市町村の方が、どういう対応をしていこうかと議論するときの言葉として使えるようなネーミングを与えてあげないと、実際の作業ってなかなか進みにくいので、今後考えていただくといいと思います。

○河田部会長：結果を府民と市民の方にきちっと理解していただくためには、そういう作業がどうしても要ると思います。そうしないと専門家だけ、あるいは行政の方だけがわかってるという報告書を出しても意味がありませんので。典型的にどういうを記載し、内容というか、あるいは外部も含めてどういう特徴があるのかということ、きちっと理解していただく必要はあると思います。

○高橋専門委員：今の話の前半のほうですが、全くおっしゃるとおりで、やはり住民の皆さんには、我々こういうシナリオで出しますがそれが確実ではないし、ばらつきがあるということはやはりお知らせしなければいけないと思うんです。だから、各ケースごとのばらつきというのをしっかりとあるということをお伝えしなければいけない。ただ今回の場合には、丸がついてるのは、上のすごくばらついてるものの上の3つとか4つをとるわけですよ。要するに、その地域の最大のものを見落とさないようにということで、上のほうだけを選んでるわけです。逆に言うと、今回のやつで出てきたばらつきというのは小さいんです。ですので、住民の皆さんに伝えるためには、やはりL2と例えばL1でもこのぐらい差があるという、そういうばらつきを示さないと、逆にばらつきは意外と小さいんだと誤解されてしまいます。ただ今回は、ばらつきを見るというよりは最大リスクをちゃんと伝えるということで、ばらつきについてはやはりL1とかで比較するようにしたほうが誤解はないと思います。

○河田部会長：今のご指摘と関係するんですが、大阪湾の場合は6時間ごとに満潮と干潮を繰り返しますので、干潮のときに来ればそれほど心配することはないわけですよ。現実には地震が起こって津波がやってきたときに、揺れもそうですが、どういう条件なのかということが理解できていないと、たまたま干潮のときに第一波が合致すると、全くあふれないわけです。そうすると、被害想定で出ていた結果が合わないというふうな判断されると困りますので。津波を6時間計算したのは、6時間後は大きなものが来るということですから。やはり満潮と干潮が6時間ごと1日に2回ずつあるんだとか、そういうことはやっぱりベースとして知っておいていただかないと。これは満潮時に計算していますので、危険側で計算していますので、現象としてはそれをきちっと追っかけるというのは大事なんですが、現実的に起こることは、その一部が起こりますので、今先生ご指摘のように、ほかのケースで来ると大丈夫なんですが、起こったときに府民の皆さんが3か4か5なんて考えませんので、それはとても大事なご指摘だと思いますのでよろしくお願いします。

○井合委員：想定するシナリオの中に2ページにその他の条件、資料1の2ペー

ジにまとめていただけてまして、上のほうの満潮位の高さの想定そのほかについては、今整理されたとおりでと思うんですが、一番下の行で、液状化に伴う堤防の沈下、今回は考えていませんという文言があるんですが、どうでしょうね。今後、シミュレーションをしていって被害想定をするという上では、液状化に伴う堤防の沈下とか、そういったものが考慮されるんでしょうか。

○事務局：液状化の沈下につきましては別途、施設のほうの構造について検討いただくと思っております。部会のほうでご議論いただけたらと思っております。基本的には津波の設定の国の指針に従って見ていくような形で考えております。そのあたりもご議論いただけたらと思っております。

○井合委員：いずれは別の部会で検討された結果がここに反映されてきて、沈下を考慮すれば想定される浸水域についてはちょっと広がるというようなところが、場所によりますが、あり得るということでもよろしいですね。

○河田部会長：例えば、堂島川とか土佐堀川に沿った護岸もやっていただけるんですね。

○事務局：はい。やる必要があると考えております。

○河田部会長：ご承知のように、大阪の防潮施設というのは昭和30年代にきちんと整備されております。それからやはり50年近くたっているということで、当時はもちろん耐震設計は全くやっていませんのでそういう心配もありますから、これからいろんなところで実際に地震と津波が来たらどうなるかのということを検討していく上で、やはり50年以上たっている社会インフラの問題というのは、別にこれは大阪だけではなくて全国的にいても大きな課題になっていますので、1つ1つ解決していく必要があるのではないかと思います。

今日のご議論によって、いわゆる南海トラフ巨大地震レベル2については、そのような懸念のあるところは全て計算で明らかにさせていただくという形で、それに基づいて被害想定等の検討をこれから進めていくということにしたいと思しますのでよろしく願いいたします。

例えばレベル1のこれまでの取り組みについて、百年から百数十年に一度来る地震と津波に対する対応なんです、それについていかがでしょうか。

○井合委員：資料2になると思うのですが、岩田先生に伺います。資料2の3ページ。今の数百年オーダーで見たときの過去の地震がありますよね。例えば、想定安政南海とか中防東南海・南海、あと実際に起きた地震とずっと並んでいて、ここには津波の高さが示されているのですが、さっき触れたとおりで、例えば地震動によって液状化が起きて堤防が沈下しますという場合には、L2地震が来るとして、その沈下量を想定すればそれは安全側なんです、もう少し精度を上げ

てこようにすると、L1津波だったらそれに見合う地震動っていうんでしょうか、例えばここに列挙されているL1津波を引き起こす地震の中で、一番大きな地震動が出てきそうな、そういったものを選んでいくのが理想だとは思いますが、ざっと見て、例えばですがこれの地震動の代表値を中防東南海・南海（解析値）とありますが、これでバインドさせてしまっているものなのではないでしょうか。それでバインドさせることができるかとするデータもきちんとあって、検討がスムーズに進むと思うんです。

○岩田専門委員：中防東南海・南海というのは、宝永ですよ。資料1のほうの2003という一番並びだと思うのですが、それも3回か4回かの平均像ではないです。その中では一番宝永地震、宝永と安政と昭和で包含地点をあらわすということだったと思います。それをL1と。ここでのL1と。この東南海・南海でのL1と考えるのは、そこそこだと。

○河田部会長：先ほど説明にありましたように、L1と言いますか、百年から百数十年に一度という津波については、最後の4ページに資料2の4ページにまとめてありますように、想定の中防南海とかいう形で進めているものが大きいということで、これまでそういうふうに来てきたんですがこれからはL1についてはこういう結果を踏襲してもいいのではないかと考えています。その点いかがでしょうか。

大阪にやってくる地震の揺れも津波も、いわゆる南海地震で決まるので、南海地震のモデルがきちっとしておれば、極端に変化することはないと思うんですが、それはこれまでも検討で慎重にやっておりますので、これを変えることはないと思うんです。L1の津波については、これまで大阪府がやっていただいた中防南海地震を対象とするようなものを基本として検討するという形で進めてはどうかと思います。そういう形で議論をしていくという形にしたいと思います。

○高橋専門委員：それで結構かと思えます。国のほうの決め方に準じていただいています。これは私もお手伝いしているので、このやり方は要するにそれぞれの地域で過去に起きている、しかも近年起きているもので実際起きた津波での見落としがないかということまで確認していただいて、それよりも超えてなくてはいけないよということですので、それについてはその考え方はきちんと満たしているのではよろしいかと思えます。

○井合委員：確認なのですが、市民の方が理解する場合の、この資料2の書いている設計津波というのは、設計という言葉が出てくるんですが、市民目線でいくと、資料1のほうのL2っていうんですか、最大級の被害想定のはうは、イメージ的には避難をやって、そのほかを主体にいろいろ考えて浸水した後はなるべく早く復旧も考えるというような意味の防災計画に位置づけられて、資料2の設計と書いてある意味は、実際に防潮堤そのほかを整備していく上でこのくらいの、

L1相当の自然災害であれば、それは市民に対して不便がほとんどないように、いずれは防潮堤そのほかを整備していくと。そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○高橋専門委員：まさにおっしゃるとおりでして、ここで言ってる高さというのは、いわゆるL1設計津波と言われてるものというのは、その程度の津波が来た場合には、町に浸水させないというような目標です。それはやはり海岸保全施設、防潮堤とか堤防といったようなハードウェアで守って町に浸水させない。高さを決めなきゃいけない。でも実際にはそれを超えるものが来て、L2が来るわけです。そのときにはやはり市民の皆さんには逃げていただかないといけない。ただ地震が起きたときには、L1が来たのかL2が来たのかわからないので、やはり市民の方には最大規模のものをしっかりと伝えて、逃げていただくと。どんな津波が来るかわからないですから。やはり大きな地震が起きた場合には逃げていただくということを徹底しなければいけない。

○井合委員：具体的には実際には予算とか事業計画とか、実施できる範囲で進めていくということにはなりますが、例えば必要なかさ上げであるとか液状化が起きて、沈下が大き過ぎたら液状化するというようなことはどうでしょう。既にかかなり広い範囲ではもう実施済みで部分的に手を入れていくとか、その上で、L1についてもL2の想定と合わせてしっかり位置づけをここで確認していくというようなイメージでしょうか。

○河田部会長：これは地域防災計画に反映しますので、高潮は、計画高潮ってなっているんですね。設計高潮ってなってないんですね。L1については計画津波ってやったほうがいいんじゃないでしょうか。高潮は計画高潮で、津波は設計津波というのはおかしいので。地域防災計画では計画高潮でいっていますので、津波についても計画津波と言っていただいたほうが理解しやすいとは思っています。

○井合委員：それであればL1という、このテクニカルタームもちょっと紛らわしくて申しわけないんですが、地震動から、ないしはいわゆる構造物の設計基準でL1と言ってる地震は、もうちょっと違うんですね。それで津波はこれはL1と呼んでるんですが、整合性をとって今の座長のご提案の計画津波みたいなことにしていただくと、今、耐震設計で使ってるL1の定義はそのまま混乱なく使えます。

○河田部会長：それでいいんじゃないでしょうか。計画津波と言ったほうが。

○高橋専門委員：いろいろ考え方はあると思うのですが、高潮と津波という別なハザードを一緒にしなくてもいいのではないかと思います。そこを整合性をとるのか。でもそうすると、大阪府は計画津波、兵庫県と和歌山県は設計津波とか逆に違う言葉になるというのも、今度はそちらの整合性がとれてなくなりますし、

国も設計津波になっていてそのつながりもここで不整合になるかもしれないので難しいと思いますね。

○河田部会長：今まで設計という言葉はほとんど使ってないんじゃないでしょうか。例えば、淀川は計画高水流量と言って設計高水流量とは言いません。初めて設計というタームが出てきてるんです。だから構造物を設計するときには設計というのは使っているんです。津波について設計という言葉は初めて出てきているのではないのでしょうか。

○高橋専門委員：設計津波の高さ自体はもう少し昔から、土木学会の津波評価部会の要項で出ています。私が学生のときから出てる言葉なので結構昔からではないかと思います。

○河田部会長：それはいわゆる市民目線の防災じゃなくて、原子力施設をつくるときの設計の対象になる津波という意味だと思います。

○高橋専門委員：原子力と限らないんですが、要するにハードウェア、防潮施設とか海岸保全施設をつくる時には使われているのではないかと認識しています。計画高潮もそんなに住民目線ではないと思いますが。

○河田部会長：例えば設計津波高というのはわかるんですが、設計津波となると。

○高橋専門委員：なるほど。設計津波、津波高とは違うのですか。

○河田部会長：設計という言葉を使うときには、設計津波高と言えばわかるんですが、設計津波とするといろんなものが入ってしまいます。そのところを計画高潮というのはまさに避難の問題なんかも全部入れた、例えばO.P. プラス5.2mというのは、計画高潮ってなっているんですね。そういうものとの整合性というのを、言葉の意味でもとっておいたほうがいいと思うんです。設計津波高はわかるんですが設計津波となると、あらゆるものの設計という意味が、構造物を設計するときにはこれが要りますので、それはいいんですが、避難計画を作るときに設計津波高というのはちょっとおかしいのではないのでしょうか。

○高橋専門委員：個人的には特にこだわりはないですが、恐らく重要な整合性でハザード間の整合性もあれば行政的な整合性もあるところで、そういったものを鑑みていただいて、市民目線で理解しやすくイメージしやすいというものであればそれは変えていただいても結構だと思います。

○河田部会長：部会として、大阪府のほうにそのあたりの言葉の使い方を検討していただきたい。いずれにしても地域防災計画に反映するものですから、そのの

ところで誤解のないようにしたいと思います。

○事務局：市民レベルでわかりやすい、何か自分の行動を決めるときに役に立つということが大事だと思いますので、事務局のほうで整理をさせていただきたいと思います。

○河田部会長：よろしくをお願いします。そういう形で進めたいと思います。
続きまして議題の（２）に入りたいと思います。

○事務局：何点かご質問させていただきたいんですが、先ほど説明した資料の２の４ページ、一応、大和川以南については想定安政南海の解析結果を使うということですが、大和川から以北の大阪市については、これは想定昭和南海地震の解析結果を使うということによろしいですか。

○河田部会長：はい。大きいほうを使うという形で。

○事務局：大和川の以北と以南で分けるというふうに理解させていただきます。それから地震の設定について、先ほど陸側と東側を我々のほうから説明させていただきましたが、これについてもこれでいいのかどうかということですね。

○河田部会長：いかがですか。これでいいと思いますか。先生のご意見をお願いします。

○岩田専門委員：はい。両方やっていただいたほうが良いと思います。

○事務局：はい、わかりました。それからいわゆるL2という津波なんですが、先ほど河田部会長のご発言によると、③④⑤⑩はするということですが、②については一応岬町と協議をして、後背地にどういう人口がいるとか、そこを調べてから結論を出すべきだと理解させていただきます。

○河田部会長：はい、そうしていただけますか。現地の意見聞いていただいて、決めていただいていると思います。

○事務局：それとあともう１点、東日本大震災の教訓から言いますと、いわゆる想定が効かないケースというのがあります。例えばL2津波についてケースを設定しても、例えばハザードマップが安心マップになってはいけないというようなこともございましたので、想定を超えてくることがあるというようなことについて、何か工夫するような点とかご指摘いただけるような点というのはございませんでしょうか。

○河田部会長：外部といいますか、ハザードについては想定外というのが起こっても、被害については想定外を起こしてはいけないということなんです。これはあくまでもモデルですから、そのとおり起こるという保証はありません。ですが、そういう場合でも被害については想定外を起こさないという立場で、例えばハザードマップをつくっていただくというか、そういう形になると思います。計算しますと、当然ここまで浸水してそれ以降は浸水しないというような形になりますよね。そのバウンダリーのところをどうするかというのに、まさに今ご質問の想定外の被害を起こさないという立場で書いていただきたい。線を引いたら、ここは安全こっちは危険というような、そういうものじゃないというご理解を進めないと、必ず被害の想定外が起こってしまうということなのです。レベル2についても、マグニチュード9.0で計算していますが、破壊のやり方によっては随分変わります。やはり確定値じゃないという、幅を持った値なんだという理解が府民の方に必要です。被害については想定外を起こさないという形でハザードマップをつくるなり、避難計画つくっていただく必要があると思います。

○事務局：ただいまのご意見を踏まえまして、我々も検討したいと思います。

○矢守専門委員：最後の点、大事な点だと思いました。想定幅のこともそうですし、いろいろな図表等をどう表現するかという点もそうですが、もう一つ、どういふうにこの想定や予想を予測を読んでいただくかについて、ポイントになるようなことを短いフレーズで幾つかメッセージを発信しておく必要があると思うんです。例えば、他の都道府県原案の段階のものですが、「想定はあくまでシナリオであって未来を予知したものではありません」とか、「絶望やあきらめを与えるためのものではありません」とか、それから「安心情報にはしてはいけません」とか、そういうわかりやすい言葉で発信すべきでしょう。また、それぞれの浸水域を読むとき、浸水高を読むときどういうことに気をつけて読み取ってほしいのかということ、わかりやすい説明とともに発信することが必要です。今、河田先生おっしゃったように、この後、被害想定段階になってくると思うんですが、そのときにハザード側では想定外が起こっても、被害を軽減するためにこういうステップを踏んでいけば被害の方はゼロに近づけ得るんだということをお知らせして情報発信していく必要があろうかと思っています。

○河田部会長：そのようにしていただけますか。高知県は随分先行しておりますので、向こうのほうがとても危険なものですから非常にリアルにやっていただきますので、参考にさせていただいたらと思います。

○事務局：今のご指導のように、ケースについては最大が重なるように包括したケースを想定して計算いたします。今日、課題として出てきた津波の設定条件、計算上の設定条件の話なのでそういう計算をし、さらには打ち出すときには、矢守先生にご指導いただいたように、どんなメッセージの出し方をするか、それも

検討してまいります。勉強会のときに河田先生から矢印で表現するというようなアイデアもいただきましたので、そういうことも含めて検討してまいります。

○河田部会長：はい、ありがとうございます。

○事務局：さっきの宿題でもう1つあったのでそれだけお答えします。資料1の11ページ、大阪市の落ち込んでるところについて2点ほどなんですが、まず左側の1km程度のところですが、淀川の河口部で落ちています。それから25kmポイントぐらいなんですが、これは木津川の河口部から出た咲州と南港のほうの運河といいますか、そこでやはり落ちていますので、やはり河口部で変わってるといような状況でございます。

○河田部会長：蛇足ですが海岸付近で要注意なのは、構造物が不連続になっているところというのは、津波が非常に変化するという事なんですね。そういうところにはやはり近づかないということが基本です。津波の特性がそこでがらっと変わりますので。すべてが数値計算で終えているわけではありませんから、要注意だということの一つの証拠といいますか、そういうものに使っていただけたらと思います。

(2) 大阪府地域防災計画について

○河田部会長：次に議題の(2)に行きます。防災対策推進検討会議の最終報告書と現行の大阪府地域防災計画について、少しギャップがあるということで、事務局に調べるよう指示しておりますので、この点についてご報告いただきたいと思っております。

○事務局：それでは資料-3に基づいて説明いたします。防災対策推進会議最終報告と大阪府地域防災計画記述の比較と書いたものでございます。そこに図示しているように、防災対策推進検討会議の最終報告、これはこの中にも書かれているように今後の我が国の防災対策の方向性、あるいはランドデザインという形で示されたものでございます。これと大阪府地域防災計画の記述の比較を行いました。その際、災害対策基本法の改正であるとか津波避難対策のワーキンググループの最終報告、あるいは河田部会長が座長を務めていただいている南海トラフのワーキングの中間報告、あるいは今年9月に改正された国の防災基本計画にも果たしてどういうふう反映されているかということも適宜参考にしております。

それで最終報告が示します方向性の中で、今後の地域防災計画、四角の枠の中ですが今後の地域防災計画を議論する際に必要と思われる項目、つまり最終報告には書いてありますが、現在の計画には書いてないもの、つまり記述の差をギャップと考え抽出し、次頁以降の項目Aとして整理しております。当然、最終報告で書いてあることの中で、既に計画に書いてあるものもありますので、それについてもあわせて項目Bとして整理いたしました。ここでの比較はあくまでも単純

に記述の比較を行ったもので、最終報告に書いてあって計画にないものをA、最終報告にあって計画に書いてあるもの、つまり記述の差がない、ギャップがないものを項目Bとして分類したものです。その分類を下にあるように基本的事項から雇用創出、産業振興までの10個の便宜上の分類で分けました。それで最終報告はあくまでも国から見た全体の報告かと思しますので、実際の大阪府の地域防災計画を修正するに当たっては、大阪の地域の固有事情とか例えば木造密集市街地、地下街といったような大都市圏として持っています、そういう固有事情を考慮して検討していかなければならないと考えております。

それで1ページ以降、主に項目A、つまりギャップがある記述に差があるところについて、若干の補足をさせていただきます。まず、基本的事項として減災、復興につきまして補足いたします。実は、この防災の基本理念あるいは減災の考え方、公助、自助、共助をそれぞれ担う多様な主体の協働のあり方については、最終報告では法的に位置づけるということが提案されてます。もちろん、これは次期災対法の改正に盛り込まれるということの内閣府等にも確認していますが、災害対策の根幹にかかわる事項かと思いましたので、やはり議論すべきことであろうということで、項目Aとして分類させていただいてます。

それからその中の復興ですが、ご案内のとおり大阪府の地域防災計画の復興の記述、非常に薄いです。ほとんどそこについては書いておりません。特によりよい復興というふうに書かれている中身につきましても、これからの課題となっています。また、男女共同参画についての視点が今回の報告書ではよく出ております。大阪府の今の現在の地域防災計画では、応急対策の中で避難所の運営について女性の参画とかニーズへの配慮は書いていますが、予防、応急対策、復旧・復興といういろいろフェーズが展開していきますけれども、そのすべてにおいて男女共同参画については言及しておりません。

次に救命救助の項目ですが、こちらについては、例えば最初の72時間までの話、人命救助のぎりぎりのラインと言われてますが、当然、現行計画、救命救助活動について記述しておりますが、72時間までの最優先実施というものはあまり強調されていません。特に最終報告の最初で、あらゆる災害対策は時間との競争であるというふうに書かれていまして、この72時間が人命救出の限界ということであれば、当然ここを何らかの形で強調したいというふうな考え、Aに分類しました。あと医療機関ごとの3つ目の項目ですが、医療機関ごとに策定するという、医療を継続させるということなので、恐らくBCPのことかと思えます。これについては記述しておりません。冒頭に民間企業を含めてBCPということで一般論は書いていますが、こういう記述はございません。それから、下の項目で木造密集市街地があります。これについては、建物不燃化、耐震化促進というのをすることは現在の計画に書かれてますが、この中での迅速な避難誘導、あるいは初期消火に関するものについては記述がございません。救命救助というこの項目の中で整理させていただきました。

2ページ、避難の項目をご覧ください。2つ目、3つ目ですが、いわゆる警察官、消防団員の方々といいますと、避難を助けることを職務にされている方々で

すが、こういった方々の身の安全を確保するためのルールづくりかと認識しております。東日本大震災では3県で計30名の警察官の方が行方不明、死亡ということが出ていますので、これまで地域防災計画では取り扱ってなかったと解釈いたしました。それから4つ目以降災害対策基本法の改正を踏まえ、広域避難の話があります。これは、今年の5月の法律改正で新たに位置づけられたもので、最新の大阪府地域防災計画は、この3月までの修正しかしていませんから、新しい法律改正につきましては、この現行計画には入っていないということで、記述の差がございます。

続きいて、その下の情報伝達の項目について補足いたします。一番初め、機能不全となった市町村に代わる都道府県の情報収集ですが、これについても災害対策基本法の改正があり、市町村のほうから被災状況を都道府県に報告することになっていますが、それができない場合、都道府県が特に意を用いなければならないという新しい規定が追加されました。今年3月の大阪府地域防災計画の修正で、機能不全になった市町村への支援というものを記述しましたが、情報収集要領を事前に定めておくということについては記述していませんので、Aという項目で整理をしております。それから1つ飛ばして地理空間情報、これも法律改正がございました。これを使うことで、発生当初、なかなか情報が入ってこない中、どのようにして情報を取るのかということについて、この情報を活用せよと、努力義務になりますが、法改正がされております。

3ページをご覧ください。物資の備蓄・提供、災害時の体制整備です。一番初めに市町村における計画的備蓄が書いてありますが、ここまでは現行計画にも書いております。しかし、共同備蓄、相互融通については、ここまで記述はありません。それから、いわゆるプッシュ型支援について、被災者の要請を待たずしてこちらから一方的にどんどん送り込んでいくという、このプッシュ型のものについても、現行計画には記述はありません。基本的にはプル型支援ということです。それから、少し細かい話になりますが、上から8番目、住民による避難所の運営主体をあらかじめ組織しておくことの検討についてです。いわゆる避難所が運営されると、通常、市町村の職員あるいは学校の職員さんがリーダーになりますが、後々には被災者の中からリーダーを見つけて自主的運営に任せるのがよいということが提言されています。それをあらかじめ組織しておくように検討せよと。ここまでは実は書いていませんので、今回A項目という整理をしております。それからその項目の下3つですが、広域応援を可能とする災害対応業務のプログラム化について。大阪府でも防災情報ネットがありますが、他府県とのシステムの連携については、まだ進んでおりませんので、課題かと思えます。あと、緊急時に専門家の意見を聞けるような仕組み、これについてもこれまで扱ってこなかった点と認識しております。

続いて4ページをご覧ください。被災者の生活再建、住環境です。応急仮設住宅についての記述はありますが、初めの項目、あるいは2つ目のみなし仮設住宅のように、在宅避難者又はみなし仮設住宅への入居者へのサービス提供については記述が抜けております。それから被災された方で災害公営住宅に入る方も多い

ですが、自力で自宅を再建する方もいますので、こういったことについても記述はございません。また下から3つ目ですが、平時より民間の賃貸住宅の活用に向けた空き家・空き室の調査を実施となっています。ここも、府営住宅、災害公営住宅あるいは賃貸住宅を活用するということがありますし、民間賃貸住宅を使うということは、今の現行計画では応急対策として書かれている。つまり被災後、民間の住宅の空き室の状況を調べて対応するということは書いてますが、この最終報告の中で提言されているのは、あくまでも平時よりやっておくようにということですから、予防対策で書かなきゃならないという趣旨かと思えます。これは記述がないということで項目Aという整理をいたしました。

その下の防災教育について、教育についてはもちろんやるということは書いております。しかし、リーダー育成について一般論としては書いていますが、教職員や学校長の経験者を活用すること、現場に当たられてリーダーシップを発揮された方の生の声を聞くようにという趣旨かと思えます。それと一番下、災害を経験された首長さんあるいは社長さんの研修といったようなことについては書いてございません。また、3つ目のBCPの実効性を検証できるような訓練について、課題発見型の訓練、実践型訓練は書いていますが、BCPに着目したような訓練については、記述が薄いと考えてございます。

5ページをご覧ください。こちらは災害に強いまちづくり、ライフラインということですが、例えば上から3つ目について、非常に記述が少ないんですが、自動車、船舶等の漂流物対策ということについて、大変難しい問題ですけど、現計画にはございません。さらに、4つ目、5つ目の項目ですが、ライフラインの管理者あるいは交通インフラの管理者等については、迅速な復旧のためのマニュアルを早急を実施するようにと。これも、事前に定めるようにということかと思えます。各管理者においては、既にそういうことは実施されているかもわかりませんが、計画の文言上はないので、こういう整理をいたしました。

それから複合災害ですが、これも、これまであまり取り扱ってこなかった項目でございます。最後6ページですが、雇用創出、産業振興について。これはどちらかという、復興に関することかと思えます。先ほど申し上げましたように、復興の記述というのは大変薄いということですので、こういう雇用対策、細かいですが農林水産業とか中小企業者への経営支援は書いていますが、自営業者は抜けているというようなこともあり、そこは分けて記述しております。

その後ろについているのは参考資料ということで、先ほどから説明しているこの記述の比較について、最終報告の項目に沿って書いたものでございます。防災対策推進会議の最終報告の記述の中でA、Bを整理すればどうなるかということをご参考にしていきます。

以上です。

○河田部会長：7月31日に防災対策推進検討会議の最終報告の形で出ていますが、それと大阪府の地域防災計画との整合性をご紹介いただきました。その後、部会でそのような議論をする必要がありますが、今日何かお気づきの点がありました

らご指摘をいただけたらと思います。最終報告そのものも分厚い報告書になっておりまして、これは検討会議で議論しかつ各省庁で持ち帰って精査した結果が入っていますので、この検討会議で詳しく議論した結果ということではなくて、やはり国として、喫緊の課題になっているところをどう文書であらわすかというような形になっています。最終報告で書かれていても、実は現行の防災基本計画とか、そういうところでまだきちっと担保されていないところもありますので、国のほうもこれからそういう災害対策基本法等の部分改正といいますか、内容的にはほとんど全面改正にならざるを得ないです。特に防災から減災というふうに変えてるんですが、減災そのものの定義がきちっと条文に書かれていないということもあるので、国も追ってこういうところの内容をきちっと条文化するという形にしていくと思いますが、とりあえず大阪府地域防災計画の、その整合性と比較したところで、今ご指摘あったようなところの充実というものが必要であるという認識なんです、いかがでしょうか。今気づく点だけでも結構です。

○矢守専門委員：ご説明ありがとうございました。この会合でどういうことをミッションとして検討しなければならないか、十分に把握できてない面があるんですが、以下の点、大事と思いました。それは、国の示された最終報告に盛り込まれた内容について、重要だと思われるものが大阪府の計画に抜けないようにすることももちろん重要だとは思いますが、一方で今ご説明にもあったように、大阪府で特に重視しなければならない課題を、きちりマーキングをしてプライオリティーをつけていくということも、大事ではないでしょうか。例えば地下街のことをおっしゃいましたし、それから木造密集市街地のこともおっしゃいました。それから防災教育とか災害文化のところも私拝見したんですけど、ここも重要です。これも率直に言って、災害文化なんかほとんどないというのが大阪府の、むしろ偽らざる現状だと思いますので、これからつくっていかないといけないというスタートラインの条件があるわけですね。いやもちろんそういった防災のカルチャーを育まれている地域などもあると思いますが、一般論として言うともやはり、大阪府は防災に対する関心は少ないと思います。よって、そういう大阪の現状を踏まえてプライオリティーをつけないといけません。ご説明いただいたことは、もちろんどれも大事だと思うのですが、一方でものすごくたくさん分量があります。また、これらの課題をリストすること自体が当然目的ではなくて、1つでも2つでも具体的に改善することが目的だと思いますので。では、どれから力を入れていくのかという、プライオリティづけをしないといけないかと感じました。

○河田部会長：少し補足説明させていただきますが、今、推進検討会議そのものは休眠状態といいますか、首都直下と南海トラフ巨大地震の被害想定ファイナルが出てきた段階で解散することになっていますので。この検討会議は続くというふうを考えていただいたらいいと思います。

まず考えていく必要があるのは阪神淡路大震災の後、自助努力で3日分備蓄し

て下さいと。4日目からは何とかものが入ってくるというような、そういうことが一般的になっていますが、いずれの災害が起きても、全く食べる物、飲み物足らないということがわかってきております。特に首都直下が起きると首都圏でそういうことがすぐに起こるんですが、それがメディアによって全国に報道されると、大阪でも食べ物、飲み物が全部なくなってしまうと。それぐらい今ストックが少ないんですね。ですからそういう現状もやはりきちっと反映したものにしておかなければいけません。随分、そういう環境が変わってきていることなんです。

それから例えば東京の場合ですと、首都圏で食品産業のシェア50%を56社が持っています。ということは一つ一つがとても零細だということなんです。最大でも7%ぐらいしか持っていません。ということは、その情報が一元化されていませんので、起こった瞬間にどこに食べ物がどれだけあるのかというのが、全くわからない状況が現実にあります。ですから今、経済産業省ではそのネットワークづくりを急ぐということでやっていますが、同じことがこの大阪でも起こるのではないかと思います。例えば南海トラフで大地震起こった途端に、食べる物が一体どこにあるんだということですね。電気が長期給電できない状況ですと、産業そのものが施設が被害を受けていなくても稼働できないという問題が出てきます。これはやはり、2つの検討ワーキングでやってる中で非常に深刻に出てきています。そういうことも少し先取りする必要があると思います。次のその他のところで説明しますが、7月31日の最終報告だけを視野に入れてはいけないということなんです。

例えば大阪府下の自治体が大手スーパー等と流通在庫の流用について協定を結んでいただけてますが、逆にそういうことが一般的になり、一つの大手のスーパーに、複数の自治体はその在庫を当てにするような協定を結び、絶対量が足りないということが、今度はスーパー側から危惧が示されています。制度が充実すればするほど齟齬が生まれかねない状況になってるということなんです。そのあたり、今後地域防災計画に反映するときに、実態を踏まえたものにしていく必要があると思っています。もちろん先ほど矢守先生のご指摘のあったところは、きちっとやらなければいけないと思います。

○井合委員：矢守先生の発言を少し引き継いで、大阪府ないしは大阪市の独自の方向で、幾つか考えてみました。1つは東京にも共通するんですが、東日本にはあまり当てはまらないというのは、今は住民というか、そこに住んでいる又は近くに住んでいるという目線で書かれてるんですが、昼間の人口だと、多分ビジネス関係の人たちがほかの地域に比べると多いのではないかと。もうちょっと広げて考えるとグローバリゼーションが進んでる中で、国籍は日本にあるかもしれないけれども、いつでも外国に行ってしまうという人口もかなり多いという点が特徴的だと思います。ですので、例えば市民の数はわかっても、どういう動きをするかは、初期の動きのところできめ細かく準備していれば割とスムーズに動きがでます。しかし、数が大きいと予想外のことが起きるので、その点が大阪の特徴だと思いました。具体的に何かということではないですが。

○河田部会長：ありがとうございます。

○近藤専門委員：今回のギャップというのは、東日本で発生して困ったことであったり、これまでの防災計画の中で抜け漏れがあったことに対して対策が示されていて、大阪にないものをつけ加えたというご説明だったと思います。私はそういうことも重要かと思いますが、東日本の経験ということを受けて大阪府で対策を考える場合は、大阪府でどれだけ被害を減らすのかという、目標設定というのが前提になると思います。東日本で起こったからこんな対策が要る、ではなくて、どこまで減らすかという予防がないと、何でもかんでもやらないといけなくなってしまいます。そういう対策になってはいけないと思います。例えば在宅避難者に対する支援物資のサービスが行き届くように書かれていて、もちろんそれは東北で困ってる状態なんです、あれは在宅避難者をマイノリティーにしてしまったのが失敗なのであって、やはり予防として何をしていくのかということを考えて上で、対策を検討する必要があると感じました。

○河田部会長：今、いろいろなご指摘がありました。ご承知のように通勤圏から350万人入ってきますが大阪の人口は、日中で大体30%ふえていますので、そういう意味では、大阪は災害が起これば東京に準じたような被害になると考えていただいてよろしいかと思います。例えば上町断層帯地震が動くと200万人帰宅困難になり、そう中途半端じゃないんですよ。もちろん関東は550万なので、この2つが断トツなんです。それはほかの地域防災計画では入ってこない項目です。これは南海トラフ巨大地震が起こると同じことが起こります。そういう大都市であるがゆえの問題点は、やはりここで示しておかなければいけないと思います。あくまで推進検討会議というのは全国的な視点で書いていますので、大阪のような大都市というのは少し違ういますので、その違いをきちっと特徴として記述しておかないといけないと思います。まだ時間はあります。

○高橋専門委員：細かい具体的な話で恐縮ですが、やはり救援・救出の人と物資はたくさん送り込まなければいけないし、来てもらわなければいけないわけですが、東日本大震災とここで一番違うのはその輸送方法だと思います。東日本大震災の場合には、東北地方には中央の方向を縦断する大きな道路があって、そこからくし刺的に海岸のほうに入っていました、大阪ではそれは難しい。おそらく道路は寸断され、当然空路は閉じる。そうするとやはり海を使わなければいけないのですが、その視点がぱっと見た感じでは弱いと思います。例えば航路が埋没したらどうするのかとか、船が耐震護岸は増えていますが、そうでないところはどなるのかといったことも、対策をするわけではなくてイメージをすることが重要だと思います。どこがやられてどこが使えるかということをして。使えないところはどなるかという対策はこれからしていくわけですが、現状としてどこが弱いかということをしつかり見ておかないと、起きたときに行ってもだめだっ

たという状態にならないようにしなければいけないという視点が、特に海路、海を使うところに弱いような気がしますので、ご検討いただければと思います。

○河田部会長：今ご指摘いただいたようなことを考えだしますと、大変深刻な問題が出てくるんです。例えば南海トラフ巨大地震が起こると最大32万人、そのうち23万人が津波で亡くなるということですが、そうすると東日本大震災が起こって1年8カ月たって2800人の行方不明者がいるとなると、南海トラフ巨大地震が起こると現時点で3万5000人ぐらいの遺体が見つからないという、そういう形なんですね。そういう場合に本当に復旧・復興がきちっとできるかという問題があると思います。

それからもう一つは、上町断層帯地震が起こると震災瓦れきが1億2000万トン出ます。これは直下型では日本最大なんですけど、南海トラフが起こると今の推定では3億トンぐらい瓦れきが出ると。これをどうするかというのはやはり考えておかないと、東日本大震災では2000万トン弱ですがちょっとオーダーが違いますので。しかも木造密集市街地が大阪は集中的にありますので、瓦れきが出るとしたら南海トラフも大阪がかなり多いと考えておかなければいけません。先ほどの矢守さんのご指摘どおりで大阪でどういう被害があるかということは、この検討会議の最終報告プラスアルファでやっておかないと、一般的な被害に終わる可能性は逆にあまりないというような危惧があると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○井合委員：発言の趣旨は、やはりBCPを考えて瓦れきの処理というような表現上はそうなんですけど、でも、実際にはやはり人的被害がそこに入ってくると、まずは身元確認であるとか、命が救えるなら救うという部隊が一番最初に入ってきます。それまで現地の状況次第ではそのペースが終わらないと、本当に重機が入ってという対策はとれないですよ。その規模が今、座長から数字が示されましたが、大都市になってくると数が大きい分だけ時間がかかるという点を、事前にどう整理するかがうまく入ってくるともに直すのも早くなると思いますので、ポイントを絞るのが大事だと思います。

○河田部会長：それとやはり地方分権なんですけど、こんな大きな被害になると国の役割というのがとても大きいですから、そこを大阪府の中できちっと書いておくべきだと思います。大阪府でできることとできないことがあるということを書いておかないと、最終報告は、国としてこうだという見方を示してるだけに過ぎませんので。国としての役割はそこには全く書かれておりません。今度は大阪府から国に対して、こういうことがあるというようなことも示していただかないと。この最終報告はあくまでも国としてこういう立場だということを示されてるだけです。国がやりますなんてどこにも書いてありません。そのことはきちっと指摘しておかないと、地方分権なんかとごちゃ混ぜになってしまっ、災害対応の本質のところは揺らぐようなことでは困ります。ですので、そのところはきちっ

と前のほうのところで指摘していただく必要があると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。これ非常に大きな問題ですので、これからの議論の中で進めていきたいと思ひますので、先生方よろしくお願ひいたします。

(3) その他

○河田部会長：議事の(2)はそれで終わらせていただきます。(3)のその他ですが、私のほうから本部会の今後の検討スケジュールについて一言申し上げたいと思ひます。8月に事務局と意見交換したときには、年度内に府域の被害想定を明らかにする予定と聞いておりましたが、スケジュールの立て直しが必要になってきております。なぜかといいますと、一つは南海トラフ巨大地震の場合の国の被害想定公表が遅れております。これはこの11月、先週やったんですが、12月に結論が出るようなものではありません。この結論を発表するにはその前に一度専門調査会やる必要があります。そういう意味では、12月にはまだ1回しか予定されておられませんので、物理的にもう無理です。遅くとも年度内にとひいう目標は持っておりますが、これもよくわかりません。やはり国のほうで議論してはるけれども、やはり焦ってやっていいものではないと。発表してまた修正するような繰り返しては困りますので、きちっとやりたいというふうにて考えております。

また被害想定についても、間接被害についてはこれまでのやり方と変えた方針を今つくっていますので、結果が少し従来のものと変わるとひいうことも現在の時点でわかっております。それへの解釈もきちっとやらなければいけません。そういう中で、府としてどうするかということですが、例えば津波被害については、従来のいわゆるレベル1の津波の2倍の津波高さを、浸水想定区域をつくって暫定的に明らかにしておられますので、それに基づいて津波避難ビル等の指定もやっていただひいておられます。これまでのやっていただひいてるやり方を継続していただひくという形で、次の改訂に向けて準備をするというふうにて進めてはどうかと思ひます。

そして地域防災計画については、府内市町村ごとの詳細な被害想定を明らかにし、災害対策の方向性を議論してから修正ということになります。ですから、平成24年度の修正は不可能ではないかと考えております。やはり、長丁場で継続的にきちっと検討しておく必要があると考えておりますので、次の地域防災計画の修正はその第一歩になるということですが、かなり方針が変わりますので、それは周到な準備が要ると考えております。これまで地域防災計画は国の防災基本計画の修正をなぞるような形で修正されてきました。南海トラフ巨大地震への対応はこれでは済まされません。これは大阪府独自の被害想定がその上に乗っかってまひいますので、そういうものをやらなければいけないということですが。広域それから巨大、都市型という被害の特徴や大阪の地域特性を踏まえて、例えば地下街対策や木造密集市街地の火災対策といった重要課題が先ほども指摘がありましたので、そういったものに向き合う必要があります。私たち専門家の立場からしっかりと議論し、見解を述べてそれを反映していただひくという形で地域防災計画となるように取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。今日は第1回ですので、次からの部会ではそういうものを踏まえてご議論
いただきたいと思います。

○高橋専門委員：やはりハザードとか被害想定というのは、本当にベースになる
ものですので、それは焦らずにしっかりとやっていただきたいと思います。それ
がなかったら実際的な議論はできないと思いますので、しっかりとやっていただ
きたいと思います。この手の委員会によく出させていただけますけれども、どう
してもそういうところがしっかりしてないと言葉遊びで終わってしまって、よく
毒にも薬にもならない委員会ってありますが、本当に実際の防災の現場で使える
ようなものをつくっていくためには、そういった想定がしっかりあることが重要
ですので、そこをまず第一に考えていただければと思います。

○河田部会長：今、政治のほうが少し揺らいでおりますので、そういうところで
災害が起こるといのはとても危険です。政治のほうと関係なく着実にこの対策
を進めていただくということが、とても重要ではないかと思っております。皆様
のお知恵を拝借して、実効性の高い地域防災計画をつくっていただく必要がある
わけで、私どももいろいろ意見を言わせていただきますが、それを反映したもの
になるような形で進めていただきたいと思います。

以上、今日予定していた議事は終わったと思います。事務局にマイクをお返し
いたします。

4. 閉 会

○事務局：本日はありがとうございました。予定していた議事については、ほ
ぼ議論していただいたと思っております。地震の設定条件、津波の設定条件、そ
れから大阪府地域防災計画についての今後の進め方についてご議論等していただ
いたと考えております。特に計画に関しましては、今日、先生方から様々なご意
見をいただきましたので、事務局のほうでそれを取りまとめて論点として整理し
ていきたいと考えております。

それでは、今後の進め方等含めまして、また事務局のほうで検討して先生方と
相談させていただきます。

それから次回の日程についても、改めて調整をさせていただきますので、本日
はこれもちましてすべて終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。